

# 第1編 総則

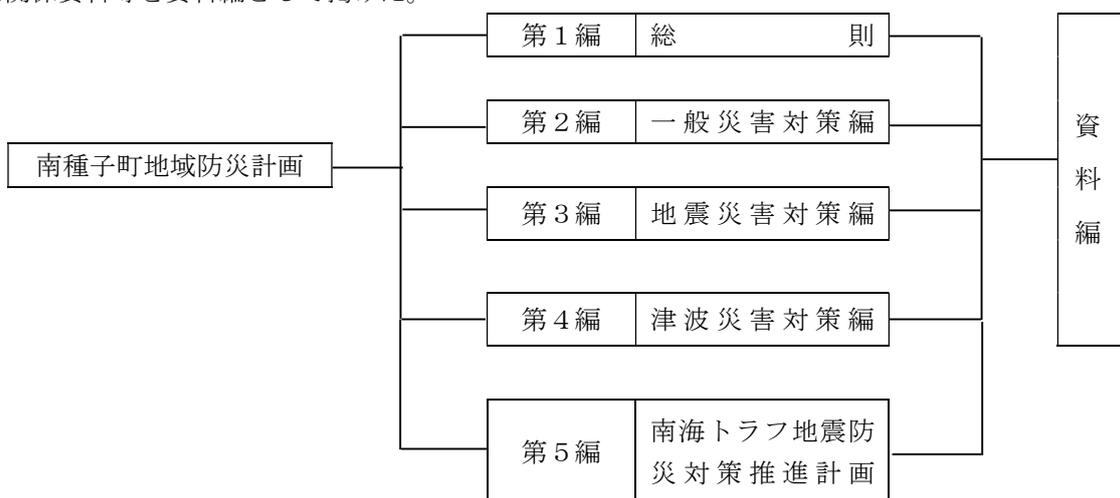
## 第1節 計画の目的及び構成

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、南種子町防災会議が作成する計画であって、町、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

### 第2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を一般災害対策編、第3編を地震災害対策編、第4編を津波災害対策編、第5編を南海トラフ地震防災対策推進計画とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、本計画に必要な関係資料等を資料編として掲げた。



### 第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

### 第4 計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

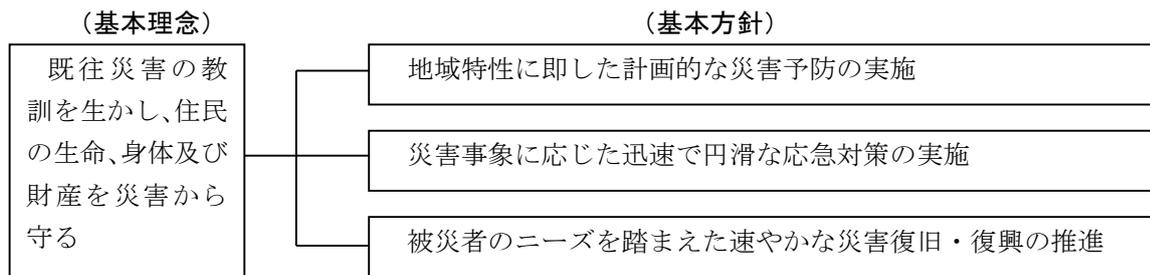
### 第5 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

## 第2節 計画の理念

南種子町の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、住民の生命、身体及び財産を災害から守る」という町の防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせる。



また、被害者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### 1 地域特性に即した計画的な災害予防の実施

南種子町は、台風、豪雨、地震、津波など過去に様々な災害を経験している。

また、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、住民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に即し、災害時の被害を最小限に止めるため、防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し、併せて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）の応急対策に備えるための施策と、住民の防災活動を促進するための施策を推進するものとする。

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

### 2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、住民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命危険の解消等の活動を実施する必要がある。

また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、住民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

### 3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木

施設等の早期復旧事業を処理したり，弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

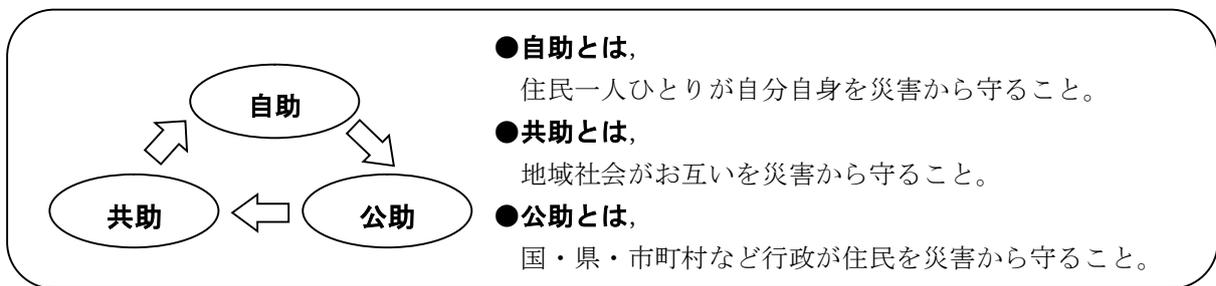
被災地の復旧・復興にあたっては，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者，高齢者等の要配慮者の参画を促進し，男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し，住民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

### 第3節 防災の基本方針

本町は、東南西の三方が海に面しており、自然条件からみて台風、高潮、地震、津波等による被害を受けやすく、これらの災害防止と住民の安全を守ることは町の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。早急かつ安全な対策の樹立については、本町の現況に即し、総合的、長期的視野に立った防災対策の計画的推進を図る。

また、「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。災害時には、近隣の負傷者、要配慮者及び観光客等を助け、避難所の運営の協力、あるいは県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災活動に寄与することが求められる。

災害による被害を減らすためには、「自助・共助・公助」の連携が大切であり、このため町は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。



#### 第1 風水害

本町における風水害については、6月から7月にかけての梅雨期と台風による大雨が大きな被害をもたらしている。また、海岸部においては、台風時の高潮にも十分注意する必要がある。特に台風が種子島の西方海上を北上している場合は、東方海上を通過する場合に比べて風雨が強い傾向があるので、十分警戒しなくてはならない。

また、梅雨期と台風に伴う一時的な豪雨により災害を起こしやすい状況にあるため、山間部も含め、河川堤防の危険地域、急傾斜地等での被害に注意する必要がある。そのため、今後の開発計画、森林伐採計画については、防災の視点にたった検討を行うことをはじめ、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関、関係団体との協議を深め、住民の生命と財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する。また、災害時にあっては、防災行政無線等を活用し、災害対策本部から避難等についての的確な指示を送り、被害を最小限にとどめるように努める。

#### 第2 火災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。建築物については、耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と民間企業の自衛消防組織の確立を図る。消防力の充実強化については、熊毛地区消防組合消防計画により消防施設及び装備の充実に努めるとともに、団員の研修及び訓練の強化に努める。

#### 第3 震災

本町は、比較的有感地震の発生の少ない地域ではあるが、いつ発生するかわからない突発的な自然現象であるので、平常時から地震・津波による災害に備える体制を整えておくことが必要である。

## 第4 要配慮者への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、高齢者、障害者、児童、傷病者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）あるいは観光客等への万全の安全対策を講ずる。また、町は、防災関係機関、関係団体との連携を密にし、災害発生の際は即応できるよう体制づくりに努める。この際、中山間地域における孤立化集落対策に留意する。

## 第5 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が実施する防災業務について、自発的に協力するものとする。

### 1 住民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。

住民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から自主的に風災害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする町・県等防災関係機関が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、住民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、町及び県と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

### 2 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、町、県及びその他の行政機関と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等、防災対策の実施に協力するよう努める。

## 第4節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、南種子町並びに鹿児島県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

### 第1 町

町は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 南種子町防災会議に係る業務に関する事。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 (4) 災害の防御と拡大の防止に関する事。 (5) 被災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関する事。 (6) 被災した町管理施設の応急対策に関する事。 (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関する事。 (8) 災害時における交通輸送の確保に関する事。 (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関する事。 (10) 被災施設の復旧に関する事。 (11) 町内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。 (12) 災害対策に係る広域応援協力に関する事。 (13) その他、災害対策に必要な事務又は業務に関する事。

### 第2 消防本部

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
熊毛地区消防組合	(1) 南種子町地域防災計画の作成への協力に関する事。 (2) 南種子町防災会議委員への就任及び当該会議への参加に関する事。 (3) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。 (4) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 (5) 災害の防御と拡大の防止に関する事。 (6) 被災施設の復旧に関する事。 (7) その他、災害対策に必要な事務又は業務に関する事。

### 第3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿 児 島 県	(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関する事。           (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。           (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。           (4) 災害の防御と拡大の防止に関する事。           (5) 被災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関する事。           (6) 被災した県管理施設の応急対策に関する事。           (7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関する事。           (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関する事。           (9) 災害時における交通輸送の確保に関する事。           (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関する事。           (11) 被災施設の復旧に関する事。           (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関する事。           (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関する事。
種 子 島 警 察 署	(1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関する事。           (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通に関する事。

### 第4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州農政局 (九州農政局鹿児島 地域センター)	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の応急復旧に関する事。           (2) 応急用食料の調達・供給対策に関する事。
九州森林管理局 屋久島森林管理署	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関する事。           (2) 保安林、保安施設等の保全に関する事。           (3) 災害応急対策用木材(国有林)の需要に関する事。
九州運輸局鹿児島運 輸支局	(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事。           (2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関する事。           (3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶の調達あっせんに関する事。           (4) 港湾荷役の確保に関する事。           (5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関する事。           (6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関する事。           (7) その他、防災に関し運輸局の所掌すべき事。
九州地方整備局 鹿児島港湾、空港 整備事務所	(1) 港湾、海岸災害対策に関する事。           (2) 高潮、津波災害等の予防に関する事。           (3) その他、防災に関し整備局の所掌すべき事。

大阪航空局 鹿児島空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関する事。</li> <li>(2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関する事。</li> <li>(3) 航空機による代替輸送に関する事。</li> <li>(4) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関する事。</li> <li>(5) その他、防災に関し空港事務所の所掌すべき事。</li> </ul>
福岡管区气象台 (鹿児島地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。</li> <li>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事。</li> <li>(3) 気象業務に必要な観測、予防及び通信施設の整備に関する事。</li> <li>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。</li> <li>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。</li> </ul>
鹿児島海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関する事。</li> <li>(2) 警報等の伝達に関する事。</li> <li>(3) 情報の収集に関する事。</li> <li>(4) 海難救助等に関する事。</li> <li>(5) 排出油の防除に関する事。</li> <li>(6) 海上交通安全の確保に関する事。</li> <li>(7) 治安の維持に関する事。</li> <li>(8) 危険物の保安措置に関する事。</li> <li>(9) 緊急輸送に関する事。</li> <li>(10) 物資の無償貸付又は譲与に関する事。</li> <li>(11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事。</li> <li>(12) 警戒区域の設定に関する事。</li> </ul>

## 第5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第12普通科連隊, 海上自衛隊第1航空群	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 人命救助, 消防, 水防, 救助物資, 道路の応急復旧, 医療, 感染症予防, 給水等のほか災害通信の支援に関する事。</li> <li>(2) その他, 防災に関し自衛隊の所掌すべき事。</li> </ul>

## 第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (各郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における郵政業務の確保に関する事。</li> <li>(2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>(3) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>(4) 被災者あて救助用郵便物の料金免除</li> <li>(5) 為替預金及び簡易保険等の非常取扱い</li> <li>(6) 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除</li> </ul>

西日本電信電話株式会社 (鹿児島支店)	(1) 電信電話施設の保全と重要通信の確保に関する事。 (2) 災害時における電気通信サービスの確保に関する事。
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療救護等の実施に関する事。 (2) 災害時におけるこころのケアに関する事。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関する事。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関する事。 (5) 義援金の受付に関する事。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関する事。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関する事。
日本放送協会及び放送関係機関	(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関する事。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関する事。
九州電力送配電株式会社 熊本配電事業所	(1) 電力施設の整備と防災管理に関する事。 (2) 災害時における電力供給確保に関する事。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。
自動車運送機関 (日本通運株式会社、県トラック協会等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関する事。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関する事。
ガス供給機関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関する事。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関する事。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。
熊本地区医師会	災害時における助産、医療救護に関する事。
熊本郡歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関する事。 (2) 身元確認に関する事。

## 第7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
種子屋久農業協同組合	(1) 被災農家の農作物災害復旧用肥料及び農薬の確保融資に関する事。 (2) 被災農家に対する資金の融資及びあっせんに関する事。
南種子町漁業協同組合	(1) 漁船遭難防止の対策に関する事。 (2) 被災漁家に対する資金の融資及びあっせんに関する事。

南種子町商工会	(1) 被災者に対する衣料，食品の融資及びあっせんに関する事。         (2) 被災会員等に対する資金の融資及びあっせんに関する事。
南種子町 土地改良区	(1) 農業用たん水防除施設等の整備及び防災管理に関する事。         (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関する事。
南種子町社会 福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事。         (2) 救援ボランティアに関する事。
病院等経営者	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関する事。         (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関する事。         (3) 被災負傷者等の収容保護に関する事。         (4) 災害時における医療，助産等の救護に関する事。         (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関する事。
社会福祉施設 経営者	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関する事。         (2) 災害時における施設入所者の避難誘導に関する事。
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関する事。
その他公共的団体 及び防災上重要な 施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理，応急対策及び災害復旧に関する事。

## 第5節 南種子町の地勢

### 第1 地形

本町は、鹿児島県大隅半島南端から約40kmの海上にある種子島の南部に位置しており、北は中種子町に隣接し、東南西の三方向が海に面している。

総面積は110.40km<sup>2</sup>で、東西10.8km、南北12km、海岸線の延長43kmである。

地形の特徴としては、起伏の多い丘陵地となっており、中央は海拔200m、中央から西部にかけては、最も年代の古い古第三紀層が基盤をなし、その上部に火山灰が堆積しており畑地が多い。東部は、新第三紀層で河川が多く、流域の沖積層には水田が多く広がっている。

南種子町の位置			町庁舎の位置 (地名・番地)
極値	地名	経緯度	
東	大崎吉信岬	東経130度55分	南種子町中之上2793番地1
西	島間岬	東経130度25分	
南	門倉岬	北緯30度21分	
北	小平山谷切川	北緯30度28分	

### 第2 気候

本町は、年間平均気温は約18.9℃、年間総降水量は約3,000mmと温暖な亜熱帯性の気候に属している。夏から秋にかけては、毎年のように台風に見舞われる。

また、豪雨や干ばつの害を受けることもある。

### 第3 人口分布

令和2年度の国勢調査によると、本町の人口は5,445人（男性2,726人・女性2,719人）であり、65歳以上の高齢者人口は1,963人（構成比36.1%）である。

世帯数は2,727世帯、一世帯当たりの人員は1.99人となっている。

校区数・集落数は8校区の58集落であり、本町は過疎化と高齢化が進行している。

### 第4 道路の概要

町内の道路網は、国道11.5km、県道40.8km、町道185.3kmからなっている。

### 第5 港湾等の概要

港湾は、県管理の地方港湾が1港（島間港）、町管理の地方港湾が3港（広田港、門倉港、田尻港）整備されている。

また、漁港は、第1種漁港6港（洲崎漁港、大川漁港、砂坂漁港、下西目漁港、竹崎漁港、浜田漁港）が整備されている。

## 第6節 災害の想定

本計画の策定にあたっては、災害対策基本法第2条に定められる災害のうち、特に暴風、竜巻、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、大規模な火事、その他特殊災害を想定し、規模は災害救助法適用程度（第2編第2章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照）の災害を想定している。

### 第1 地震災害の想定

県では、平成24年度から25年度にかけて、次の基本的な考え方に基づき地震等災害被害予測調査を実施し、地震等の災害の想定や、被害の想定を見直すこととし、平成24年度は、地震等の大きさについて想定している。本節では、以下の内容について記載する。

「想定地震等の位置」

「想定地震等の概要」

「想定地震ごとの地震動の想定結果の概要」

「南種子町における想定地震ごとの最大震度」

#### 1 基本的な考え方

災害被害の想定に当たり、基本的事項として、

- ・科学的、客観的な手法により、最新の知見を活用して想定を行うものとする。
- ・想定は、鹿児島県の地域特性を踏まえ、これらに即したものとする。
- ・災害による直接的被害を想定するとともに、社会へ与える間接的被害なども視野に入れた幅広いものとする。

#### 2 想定地震等の考え方

地震等の大きさは、県地域防災計画を策定する上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが大規模な被害をもたらす最大クラスのものを中心に想定することとし、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下の考え方に基づき検討を行ったものである。

- ・地域における過去最大級の地震と同レベル以上の地震（基本はM7又はM8）
- ・可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定
- ・本県への影響及び地震等発生の可能性を考慮（本県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波を想定）
- ・国や有識者会議から新たな知見が示された場合は、再検討可能な想定
- ・県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

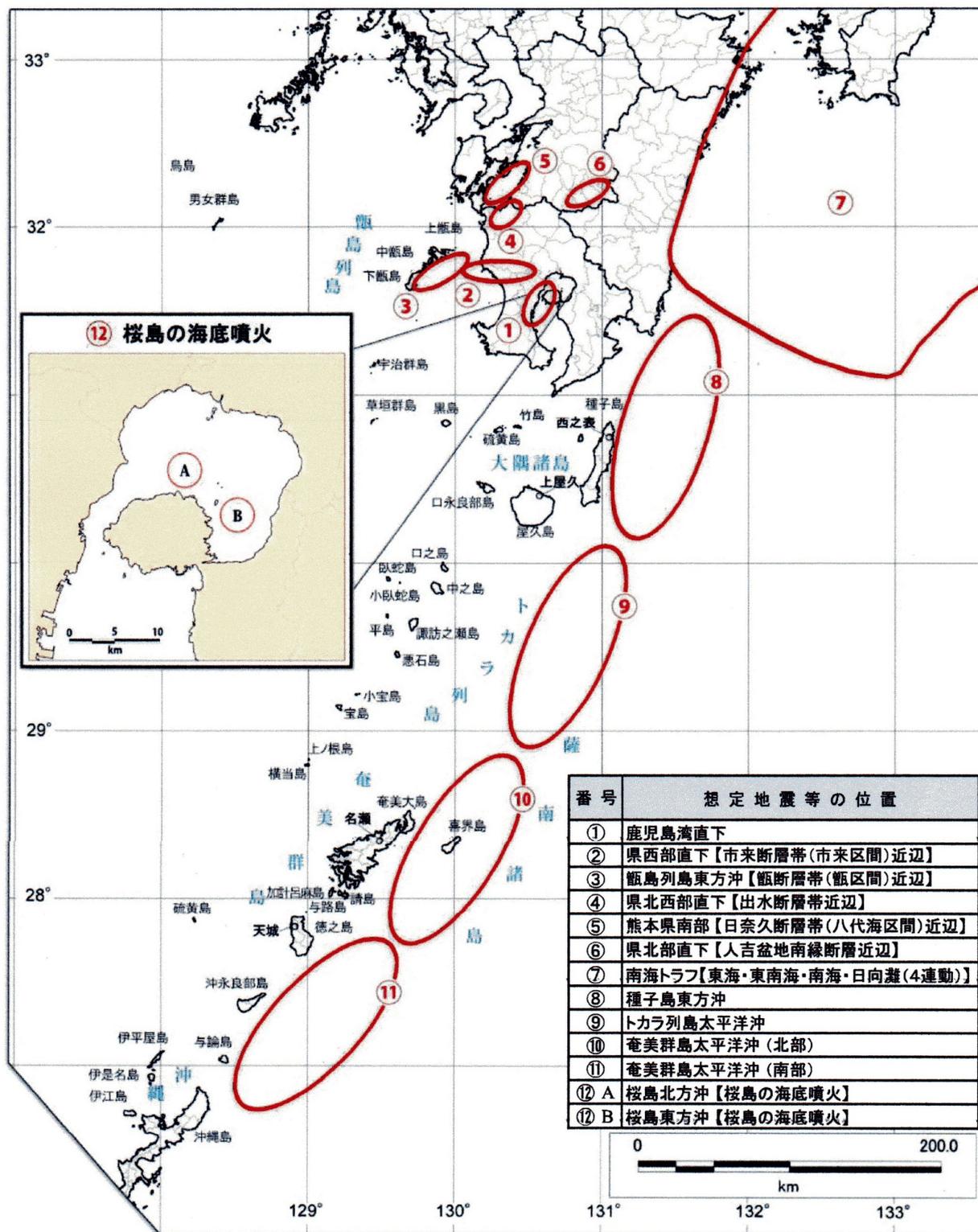


図1 想定地震等の位置

表 1 想定震度等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュード ( $M_J$ )	モーメント マグニチュード ( $M_W$ )	震源断層 上端の深度 (km)	津波 (11津波)
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯(市来区間)近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甬島列島東方沖	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯(八代海区間)近 辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南緑地断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘 (4連動)】	—	震度：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖(南部)	—	8.2	10	○
⑫ A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫ B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

注 気象庁マグニチュード ( $M_J$ ) とモーメントマグニチュード ( $M_W$ ) について

断層による内陸の地震(番号①～⑥)は、断層の長さ(推定)から、気象庁マグニチュード ( $M_J$ ) を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード ( $M_W$ ) を求めている。プレート境界の海溝型の地震(番号⑦～⑪)は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード ( $M_W$ ) を求めている。

表2 想定地震ごとの地震動の想定結果の概要

想定地震等の位置	地震動の想定結果
①鹿児島湾直下	鹿児島市、垂水市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、鹿児島市では、一部の地域で震度7に、垂水市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿屋市、日置市、南九州市、姶良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
②県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	鹿児島市、垂水市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、鹿児島市では、一部の地域で震度7に、垂水市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿屋市、日置市、南九州市、姶良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
③甬島列島東方沖	薩摩川内市（甬島）では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 薩摩川内市（本土）、いちき串木野市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
④県北西部直下 【出水断層帯近辺】	出水市、阿久根市、長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、出水市では、一部の地域で震度7に、阿久根市、長島町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 さつま町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑤熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。 阿久根市、出水市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑥県北部直下 【人吉盆地南縁地断層近辺】	霧島市、伊佐市、湧水町では、一部の地域で震度5強に達すると想定される。
⑦南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】	本県では、内閣府（2012）の南海トラフの巨大地震モデル検討会の4ケース（基本・東側・西側・陸側）のうち、基本及び東側ケースの震度よりも、西側及び陸側ケースの震度が大きくなる。 曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿児島市、鹿屋市、垂水市、霧島市、伊佐市、姶良市、さつま町、湧水町、大崎町、肝付町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑧種子島東方沖	種子島の3市町、曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿児島市、鹿屋市、指宿市、垂水市、霧島市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、屋久島町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑨トカラ列島太平洋沖	中種子町、南種子町、屋久島町では、一部の地域で震度6弱に達すると想定される。
⑩奄美群島太平洋沖（北部）	喜界町では、ほぼ全域で震度6強以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。 奄美大島の5市町村の多くの地域、天城町の一部の地域では、震度6弱の揺れが想定され、奄美市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。
⑪奄美群島太平洋沖（南部）	徳之島の3町の多くの地域、奄美市、宇検村、瀬戸内町、伊仙町、知名町、与論町の一部の地域では、震度6弱の揺れが想定され、徳之島町、天城町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。

表3 南種子町における想定地震ごとの最大震度

想定地震	① 鹿児島 湾直下	② 県西部 直下	③ 甑島列 島東方 沖	④ 県北西 部直下	⑤ 熊本県 南部	⑥ 県北部 直下	⑦ 南海ト ラフ 【基本 ケース】	⑦ 南海ト ラフ 【東側 ケース】	⑦ 南海ト ラフ 【西側 ケース】
最大震度	3	3	3	2	2	2	4	4	4

想定地震	⑦ 南海ト ラフ 【陸側 ケース】	⑧ 種子島 東方沖	⑨ トカラ 列島太 平洋沖	⑩ 奄美群 島太平 沖 (北部)	⑪ 奄美群 島太平 沖 (南部)
最大震度	4	6強	6弱	4	3

## 第2 津波災害の想定

県では、平成24年度から25年度にかけて、次の基本的な考え方に基づき地震等災害被害予測調査を実施し、津波等の災害の想定や、被害の想定を見直すこととし、平成24年度は、津波等の大きさについて想定している。本節では、「本町における想定津波の波源ごとの最大津波の到達時間及び津波高」について記載する。

**表4 南種子町における想定津波の波源ごとの最大津波**

①鹿児島湾直下		②県西部直下		③甕島列島東方沖		⑤熊本県南部	
最大津波		最大津波		最大津波		最大津波	
到達時間 (分)	津波高 (m)	到達時間 (分)	津波高 (m)	到達時間 (分)	津波高 (m)	到達時間 (分)	津波高 (m)
—	—	—	—	145	1.91	—	—

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

⑦南海トラフ (CACE5)		⑦南海トラフ (CACE11)		⑧種子島東方沖		⑨トカラ列島太平洋沖	
最大津波		最大津波		最大津波		最大津波	
到達時間 (分)	津波高 (m)	到達時間 (分)	津波高 (m)	到達時間 (分)	津波高 (m)	到達時間 (分)	津波高 (m)
32	8.99	33	8.97	104	5.68	39	6.10

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

⑩奄美群島太平洋沖 (北部)		⑪奄美群島太平洋沖 (南部)	
最大津波		最大津波	
到達時間 (分)	津波高 (m)	到達時間 (分)	津波高 (m)
171	2.95	275	2.70

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】